

入札説明書

この入札説明書は「愛知・名古屋 2026 大会開催に伴う無線業務概略計画作成業務」に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に関する入札執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を記したものであり、入札参加希望者は、次の事項を熟読の上、入札書等を提出されるようお願いいたします。

1 内容

- (1) 案件の名称
愛知・名古屋 2026 大会開催に伴う無線業務概略計画作成業務
- (2) 案件の仕様等
別添「愛知・名古屋 2026 大会開催に伴う無線業務概略計画作成業務仕様書」のとおり
- (3) 契約期間
契約締結日から 2024 年 12 月 27 日（金）まで
- (4) 履行（納品）場所
公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会 情報システム課
名古屋市中区三の丸三丁目 2 番 1 号（愛知県東大手庁舎 3 階）

2 競争入札参加資格

この入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者としてします。

- (1) 次のア又はイのうちいずれかを満たしていること。
 - ア 令和 4・5 年度愛知県入札参加資格者名簿において「業務（大分類）03. 役務の提供等」の「営業種目（中分類）08. コンピュータサービス」の「取扱内容（小分類）09. システム調査・分析」、「取扱内容（小分類）10. その他」のいずれかに掲載されている者であること。
 - イ 令和 5・6 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「業務委託」の申請業種「通信情報サービス」、「コンピュータ関連サービス」、「その他」のいずれかの競争入札参加資格を有すると認定され登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、2（1）に掲げる入札参加資格の登録又は認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、2（1）に掲げる入札参加資格の登録又は認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 公告の日から落札決定までの期間において、愛知県又は名古屋市から、「愛知県会計局指名停止取扱要領」、「愛知県建設工事等指名停止取扱要領」及び「名古屋市指名停止要綱」に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 公告の日から落札決定までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置の期間がない者であること、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと、「名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）」に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。

3 入札説明書及び仕様書に対する質問及び回答

- (1) 入札説明書及び仕様書に対する質問は、2023年12月4日（月）午後5時までに質問書（様式1）を下記に記載のメールアドレスへ電子メールにより提出してください。なお、電子メールの件名は「業務名_質問_質問者名」とし、電子メールを送信した旨を8に示す連絡先へ電話連絡してください。

メールアドレス: ainagoc-chousei@aichi-nagoya2026.org

- (2) 質問に対する回答については、2023年12月7日（木）までに公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会公式ウェブサイトへ公開します。なお、質問者にとって不利になる回答などであれば、直接質問者に電子メールで回答します。

4 入札及び開札に関する日程等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所

2023年12月19日（火）午後1時30分
愛知県東大手庁舎地下1階階 B101 会議室

- (2) 入札書の作成方法

入札書（様式2）により入札を行います。

入札書には、入札者の住所、名称及び代表者名を記入の上、**代表者印を押印**してください。算用数字を用い、最初の数字の前に「金」の文字を記入してください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

誤字等を加除訂正した場合にはその箇所に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。

入札書は封筒に入れ、封緘し、入札者の住所及び名称等を封筒に表記してください（別添封筒書式を参照）。

- (3) 入札の方法等

入札場所には、**入札者（ただし、入札者の住所、名称及び代表者名が記入され、代表者印が押印された入札書を持参した者は代表者本人とみなします。）**でなければ入場できません。

入札書は、会場に設置された入札箱に差し出さなければなりません。提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回することはできません。

- (4) 入札の辞退

入札執行中に入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式3）又はその旨を明記した入札書を入札箱に投入してください。

- (5) 入札の無効

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会契約規則（以下「契約規則」という。）第6条の規定に準じ、当該条項に該当する入札は無効とします。

- (6) 開札

開札は、入札後直ちに入札者の面前で行います。ただし、入札者が開札場所に同席しない場合には、入札に関係ない事務局の職員を立ち会わせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

- (7) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。なお、再度入札は原則として2回を限度とします。

- (8) 入札の取りやめ等

入札希望者が連合し、又は不穏な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することが出来ないと認められるときは、当該入札希望者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがあります。

5 競争入札参加資格確認申請書等の確認等

(1) 提出書類

本件入札に参加しようとする者は、下記に記載の競争入札参加資格確認申請書等を 8 に示す場所に持参または郵送してください。

なお、競争入札参加資格確認申請書等の記載内容について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

ア 競争入札参加資格確認申請書（様式 4）

イ 申立書（様式 5）

ウ 契約実績証明書（様式 6）

※入札保証金納付免除の該当・非該当の判定の為に必要な書類

(2) 提出期限

2023 年 12 月 8 日（金）午後 5 時まで

なお、郵送による申請の場合は、書留郵便に限り、2023 年 12 月 8 日（金）午後 5 時必着とし、8 に示す連絡先へ郵送した旨電話連絡してください。

(3) 提出書類に関する注意事項

ア 提出書類の作成に要する費用は申請者の負担とします。

イ 提出された書類は申請者に返却しません。また、原則として公表せず、無断で使用することはしないものとします。

ウ 公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会が指示した場合を除き、提出書類の差替え及び追加提出は認めません。

(4) 確認通知

競争入札参加資格確認の結果は、2023 年 12 月 12 日（火）までに競争入札参加資格確認通知書により郵送又は電子メールにて通知します。なお、競争入札参加資格確認通知書が期限までに届かない場合は 8 に示す連絡先に電話連絡してください。当該確認の結果、競争入札参加資格が確認された者に限り、本件入札の対象者とします。

(5) その他

提出期限内に競争入札参加資格確認申請書等を提出していない者及び競争入札参加資格がないと認められた者は、その者の入札を無効とします。

6 落札者の決定

契約規則第 11 条の規定に準じて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

7 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要（契約書（案）のとおり）

ア 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保管する。

イ 契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。

ウ 公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会及び契約の相手方が共に契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(3) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、契約規則第 7 条第 3 項により、見積金額の 100 分の 5 以上の金額の入札保証金（契約規則第 7 条第 2 項に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を入札日に納めなければなりません。ただし、入札に参加しようとする者が、契約規則第 8 条に該当するときは、入札保証金の全部又は一部を免除するものとします。

(4) 契約保証金

落札者は、契約の締結時まで、契約規則第 28 条第 2 項により、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金の納付（契約規則第 28 条第 3 項に規定する契約保証金に代わる担保の提供を

含む。)をしなければなりません。ただし、落札者が、契約規則第 29 条に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除するものとします。

(5) 落札者の資格喪失

落札決定の日から契約締結日までの期間において、2 に掲げる資格のないものは契約を締結しません。

(6) 特定の不正行為等に対する措置

本件入札に係る契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合には、本件入札に係る契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。

(7) 合意書等に基づく契約解除

合意書等に規定する排除措置を受けた場合には、契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。

(8) 妨害又は不当要求に対する届出義務

本件契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがあります。

(9) その他

この入札説明書において、特別の定めのない事項については、愛知県建設工事関係入札者心得書に準じて入札を執行します。

8 問い合わせ先

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会
調整課調達グループ

担当：阪野

〒460-0001

名古屋市中区三の丸三丁目 2 番 1 号 (愛知県東大手庁舎 4 階 402 号室)

電話：(052) 746-9105